

就職・転職・資格取得を応援！！

母子・父子自立支援プログラム策定事業

ひとり親家庭等を対象に、策定員が相談者の状況や希望に応じた自立支援計画を策定します。必要に応じてハローワークなどと連携し、就業支援などを行います。※不在の場合があるので、予約をお願いします。

◆問い合わせ 子育て支援課 子育て支援係 (月～金 10:00～16:45)
因島福祉課 福祉係 (月～金 8:30～16:00)

ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業

母子・父子自立支援プログラムを策定し、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の方へ「住宅支援資金」を貸し付けます。(返還免除あり)

・12カ月の範囲内で入居している住宅の家賃の実費(上限あり)

◆問い合わせ 子育て支援係 または 各支所

自立支援教育訓練給付金事業

母子・父子自立支援プログラムを策定し、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の方(20歳未満の児童を養育)で、就業を目的とした指定教育訓練講座を受講、修了した場合、経費の60%を支給します。また、就職した場合、③④は85%の追加給付があります。一緒に考えますので、まずはご相談ください。※支給要件審査あり※支給額に上限あり

・雇用保険制度の教育訓練給付の対象講座であることを確認

①一般 ②特定一般 ③専門実践

『教育訓練給付制度 検索システム』厚生労働省-mhlw.go.jpで検索

④尾道市医師会看護専門学校(③に準じる講座)

⑤母子父子福祉センターの講座(①に準じる講座)

◆問い合わせ 子育て支援係 または 各支所

高等職業訓練促進給付金事業

ひとり親家庭の方(20歳未満の児童を養育)で、6月以上の養成機関等で資格を取得するために修学する場合、給付金を支給し、修業中の生活の負担を軽減します。※支給要件審査あり※事前相談が必要。

対象者及び同一世帯の扶養義務者		課税世帯	非課税世帯
訓練促進給付金 (最長4年)	月額	70,500円	100,000円
	最後の一年間	110,500円	140,000円
修了支援給付金		25,000円	50,000円

◆問い合わせ 子育て支援係 または 各支所

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金事業の利用者について、入学時には入学準備金を受講修了して就職した場合には就職準備金を貸し付けます。

(返還免除あり) ※同様趣旨の制度の併用はできません。

◆問い合わせ (社福) 広島県社会福祉協議会 生活支援課

☎ 082-254-3413

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

母子・父子自立支援プログラムを策定し、自立に向けて意欲的に取り組む高等学校を卒業していない(中退を含む)ひとり親家庭の親(20歳未満の児童を養育)又はその児童で、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給します。

種類	支給割合	通信(上限)	通学等(上限)
①受講開始時	40%	100,000円	200,000円
②受講修了時	10%	125,000円	250,000円
③合格時	10%	150,000円	300,000円

◆問い合わせ 子育て支援係 または 各支所

手続き・相談は お済みですか？

□児童手当

- ・出生などにより、新たに受給資格が生じたとき
- ・出生などにより、子どもが増えたとき
- ・尾道市から転出するとき、または住所が変わったとき
- ・養育している子どもの住所が変わったとき
- ・受給者や養育している子どもの名前が変わったとき
- ・支給対象となる子どもが増えたとき、または減ったとき
- ・受給者が公務員となったとき、または公務員でなくなったとき

□児童扶養手当(毎年8月に現況届の提出が必要)

※手続きには必ず申請者本人がお越しください。

- ・尾道市から転出するとき、または住所が変わったとき
- ・支給対象となる子どもが増えたとき、または減ったとき
- ・銀行口座、世帯に変更があったとき
- ・氏名が変わったとき
- ・証書を紛失したとき
- ・受給資格がなくなったとき

□子ども医療費助成

- ・尾道市から転出するとき、または住所が変わったとき
- ・氏名が変わったとき
- ・健康保険資格が変わったとき
- ・重度医療、ひとり親医療に該当になったとき
- ・生活保護を受けるとき

□ひとり親家庭等医療費助成

- ・尾道市から転出するとき、または住所が変わったとき
- ・氏名が変わったとき
- ・健康保険資格が変わったとき
- ・重度医療に該当になったとき
- ・生活保護を受けるとき
- ・世帯員に変更があったとき
- ・母子家庭、父子家庭でなくなったとき

その他の制度(詳しくはお問い合わせください。)

▼国民年金の免除制度や、配偶者が亡くなった場合、障がいのある子どもが20歳になった場合の年金など

□国民年金保険料の免除申請

□遺族基礎年金 □障害基礎年金

◆問い合わせ 保険年金課 申請給付係 ☎0848-38-9143
または、三原年金事務所 ☎0848-63-4111

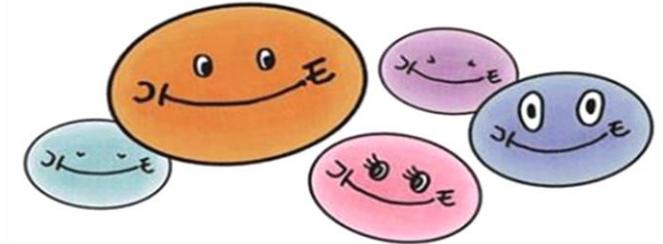
▼障がいがある子どもを養育している場合の手当・助成など

- 特別児童扶養手当 □重度障害者医療費助成制度
- 障害児福祉手当 □重症心身障害者福祉年金
- 心身障害者扶養共済制度 □自立支援医療

◆問い合わせ 社会福祉課 障害福祉係 ☎0848-38-9125

ぼし家庭 かぶし家庭

～ひとり親家庭のしおり～



➤母子家庭・父子家庭とは

配偶者(婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同等の事情にある方を含む)が死亡したり、離婚して配偶者のいない状態となった女子・男子が、20歳未満の児童を扶養している家庭をいいます。また 次のような方も「配偶者のいない状態」に含みます。

- ※配偶者の生死が明らかでない女子・男子
- ※配偶者から遺棄されている女子・男子
- ※配偶者が海外にいるか、または法令により拘禁されているためその扶養を受けることができない女子・男子
- ※配偶者が精神または身体の障がいによって、長期間わたくし働くことができない女子・男子
- ※婚姻によらないで母・父となった女子・男子

➤寡婦とは

かつて母子家庭の母であったが、子どもが成人したのちも配偶者のいない状態にある方をいいます。

尾道市 福祉保健部 子育て支援課 子育て支援係
〒722-8501 尾道市久保一丁目15番1号
☎0848-38-9205

支所へのお問い合わせ

- 因島総合支所 因島福祉課 福祉係 ☎0845-26-6209
- 御調支所 まちおこし課 住民生活係 ☎0848-76-2136
- 向島支所 しまおこし課 福祉保険係 ☎0848-44-0111
- 瀬戸田支所 住民福祉課 福祉保険係 ☎0845-27-2209